

住居表示整備事業について（答申）

市長には、昨年（平成21年12月4日付け）、当審議会から答申した「住居表示整備事業について」の内容を全面的に尊重され、今回、この地域を具体的な住居表示整備地域として特定し、平成24年度・平成25年度に実施したいという意欲ある取組みを示されたことに対し敬意を表したい。

当審議会は、新たに「住居表示実施地区を代表する者」6名を委員に加え、総勢17名で審議会を構成し、6月17日から早速、審議を始めた。

今回、市長から「平成24・25年度に実施される町区域の変更及び新設について」など4項目の諮問を受け、これまでに4回にわたり、慎重かつ熱心な審議を重ねてきた。

特筆すべきことは、諮問にある整備対象地域内の町境や町割りが必要とされる道路、鉄道などについて、委員全員で現地調査を実施したことである。

小平市の住居表示整備は、昭和52年の学園西町からはじまり、平成17年の花小金井六丁目（未実施地域を除く）の実施まで、市内の面積の約56パーセントの整備を終えている。

これまでの実施済地域については、町境や町名の変更を伴うことは殆んどなく、従来町名をそのまま活かすか、若しくは、丁目を設けて町を分割しただけで問題も少なく比較的スムーズに実施を進めてきた経緯がある。

しかし、今回の整備対象地域を含めた未実施地域は全てにわたり、町境や町名変更を伴うという難しい問題や課題を抱えている地域である。

そこで当審議会としてもこれまでの審議会の答申内容を十分踏まえ、その継続性を念頭におきつつ、実施にあたっての原則である、「住居表示に関する法律」や「小平市住居表示実施基準」に基づく「街区方式」により町割りをどうするかということから検討を進めた。

即ち、対象地域内の鉄道（西武新宿線）、幹線道路やわかりやすい道路など恒久的な施設で区割りとすることが原則であることを確認した。

もう一つの観点、住居表示整備事業は、小平市の第三次長期総合計画にもあるように「まちづくり施策」の一環であり、町割りや町の規模などを基準に基づき適正に決めることが大切であることも認識した。

次に、町区域の名称については、何よりもそこに住む住民の意向が尊重されるべきであることが大事である。

それぞれの地域にいきづく歴史、文化、伝統を重んじ、慣れ親しんでいる名称や愛着を持ち続けている名称を基準とすべきであることを認識した。

従って法律や市の実施基準にあるように、出来るだけ現行町名に準拠する町名が望ましい。

以上のような審議を積重ねながら、市長からの4項目にわたる諮問内容に対し、慎重に検討した結果下記のとおり答申する。

市長におかれては、今回の住居表示整備事業を始めるには、実施地域の住民に十分説明され合意形成が図られ、実施が円滑に進むよう願うものである。

このためには、実施に向けてのPRの一環として「公募方式」を採用するのも一方法であると考えます。

さらには実施に向けて庁内挙げての推進体制や組織の整備を図り、この新しい住居表示整備事業を、これからの住居表示整備を進めるためのリーディングケースとなるよう市を挙げての取組みを望むものである。

記

答申

1 平成24・25年度に実施される町区域の変更及び新設について

町区域の変更、及び新設については、以下のとおりとすることが適当である。

「平成24年度」

(1) 東京街道以北の大沼町一丁目と花小金井五丁目は、大沼町二丁目の町境を東京街道に変更し、大沼町二丁目とする。

大沼町二丁目は、東ガス西通り、新小金井街道、新青梅街道を町境にし、町区域を4分割する。

【理由】

東京街道より北側の大沼町一丁目と花小金井五丁目との町境は、土地の筆界であるため、付近のわかりやすい、東京街道で設定した。

また、大沼町二丁目は、総面積が約75万平方メートルあり、小平市住居表示実施基準に適合するように、4分割する。

(2) 西武新宿線以北の天神町二丁目と大沼町一丁目との町境、同じく西武新宿線以北の天神町二丁目と花小金井五丁目との町境、並びに大沼町一丁目と花小金井五丁目との町境を六中通りに変更し、六中通り以东の大沼町一丁目と花小金井五丁目及び西武新宿線以北の天神町二丁目を、一つの町区域とする。

【理由】

西武新宿線以北の天神町二丁目と大沼町一丁目との町境、同じく西武新宿線以北の天神町二丁目と花小金井五丁目との町境、並びに大沼町一丁目と花小金井五丁目との町境は、土地の筆界であるため、付近のわかりやすい六中通り、西武新宿線で設定した。

(3) 西武新宿線以南の大沼町一丁目は、天神町二丁目との町境を西武新宿線に変更する。

大沼町一丁目は、七小通り、新小金井街道を町境にし、町区域を3分割する。

【理由】

西武新宿線以南の大沼町一丁目と、天神町二丁目の町境をわかりやすい、西武新宿線で設定した。

大沼町一丁目は、総面積が約41万平方メートルあり、小平市住居表示実施基準に適合するように、3分割する。

(4) 天神町一丁目と花小金井六丁目の町境を天神通りに変更し、天神通り
以東の天神町一丁目と花小金井六丁目（未実施地域）を一つの町区域とする。

【理由】

天神町一丁目と花小金井六丁目の町境は、土地の筆界であるため、付近のわかりやすい、天神通りで設定した。

「平成25年度」

(5) 天神町一丁目は、天神地域センター通りを町境にし、町区域を2分割する。

【理由】

天神町一丁目は、町境を天神通りに変更した場合でも、総面積が約37万4,000平方メートルあり、小平市住居表示実施基準に適合するように、2分割する。

(6) 天神町二丁目は、七小通りを町境にし、町区域を2分割する。

【理由】

天神町二丁目は、総面積が約24万5,000千平方メートルあり、小平市住居表示実施基準に適合するように、2分割する。

2 新設される町区域の名称に関する基本的な基準について

(1) 町名の変更・新設にあたっては、従来の町の名称に準拠して定めることを基本とし、当該区域の住民等の意向、歴史的な経緯や、地理的な位置関係などを総合的に勘案し、決定することを原則とすべきである。

(2) 分割後の、個別区域ごとの名称に関する基本は、以下の通りとすることが適当である。

①天神町一丁目、天神町二丁目区域について

ア 区域の一体性を保持した名称とすべきである。

イ 天神町一丁目、天神町二丁目という名称は好ましくない。

②大沼町一丁目、大沼町二丁目区域について

ア 区域の一体性を保持した名称とすべきである。

イ 大沼町一丁目、大沼町二丁目という名称は好ましくない。

③二以上の区域をあわせて生まれる新たな町区域について

前項(1)の原則による。

【理由】

住居表示に関する法律第5条第2項及び小平市住居表示実施基準2

(1)により、新たな町の区域を定めた場合の名称は、できるだけ従来の名称に準拠して定めなければならないとされているため。

また、天神町及び大沼町については、地番表示が一桁及び二桁の土地が存在するため、町名を変えずに住居表示を施行すると、新住居表示に

よる場合と、従来の地番表示による場合とで、別々の場所が同じ住所と
なってしまう混乱が生じるため。

3 街区の起点について

住居表示実施済の地域と同様に、街区の起点は、南西の街区とすること
が適当である。

【理由】

小平市住居表示実施基準の通りとする。

4 実施時期について

平成24年10月1日、平成25年10月1日が適当である。

【理由】

既に住居表示整備された全地域が、実施時期を10月1日としてきた
経緯があるため。